



全国中小貿易連盟 時局・時事講演会

貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター
(United Nations Center for Trade Facilitation and
Electronic Business 略称：国連CEFACT)
による国際貿易円滑化への取り組み

財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
業務第三部長
平井一海

平成21年11月24日

JASTPRO

1



- 何が問題なのか？
- 日本の将来に向けての課題は

平成21年11月24日

JASTPRO

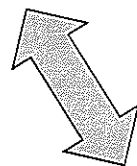
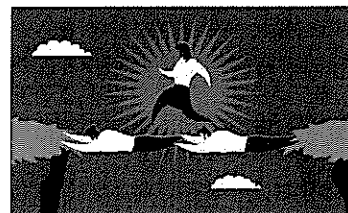
2



- 国連CEFACT活動の成果物によって、具体的にどのようなメリットを我が国の官民の組織・機関が享受出来ているのか？



商売・実務の
現場の現実



国連CEFACTの活動の現在までの
成果物（標準・勧告）



UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

なぜギャップがあるのか？

➤ JASTPROとしての反省と課題：

- ✓なぜ国連CEFACT活動が大切なのかという設問に向き合い、きちんと考え、答えを出してこなかった。
- ✓国連CEFACT活動の成果を解りやすい形で、関係者の方々に説明する努力が十分ではなかった。

平成21年11月24日

JASTPRO



UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

そもそも（国際）標準の大切さとは？

- 国連CEFACTの成果物である勧告や国際標準（の値打ち）とは如何に？
- 伝統的な経済・社会の「しきたり」が、明治維新で崩壊した（日本に限ったものではなく、産業革命後の近代社会に共通する歴史）戦後60年のいわゆる高度成長経済と技術革新は更に「しきたり」の崩壊を加速しました。
- それにとって代わったのが（産業）「標準」という仕掛け、あるいは道具だて

平成21年11月24日

JASTPRO

6



標準化が総てでは無い

- 物事、須く標準化すれば良いというものでは無い
✓例) 標準語、うどんの汁
- 標準の善し悪しの見極めはしなければならぬ (○×思考は避けるべきであるが)



標準についての考察

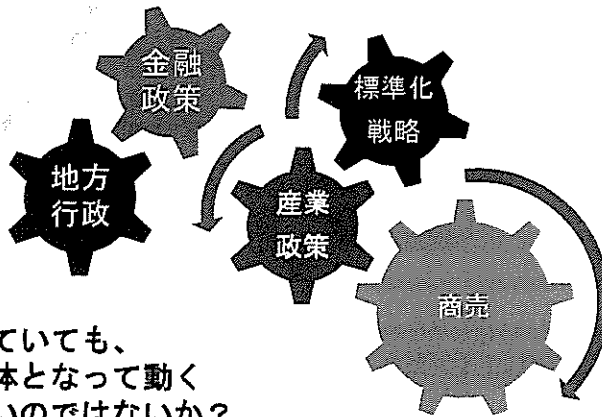
良い標準

- ・ 標準の存在を意識する必要もなく、且つ商売の役に立つもの
→ 例) 携帯やFAXの標準
- ・ 余計に頭を悩ませないもの → 家電に組み込まれた標準
- ・ 日本の国力の強化に結びつくもの → ?

悪い標準

- ・ (直接間接を問わず) 商売の役に立たないもの → ?
- ・ 余計な散財を強いるが、その値打ちが低いもの → ?
- ・ 煩わしい勉強を強いるもの → パソコン
- ・ 日本の国力を損ねるもの → ガラパゴス的標準化?

あるべき姿と現実



ただ待っていても、
歯車が一体となって動く
日は来ないのではないか？

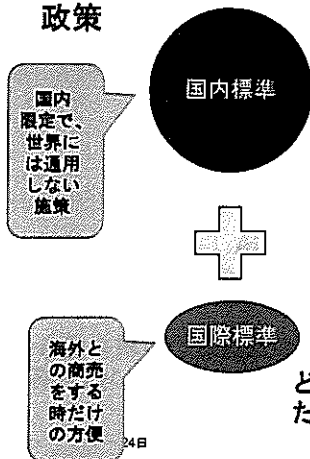
平成21年11月24日

JASTPRO

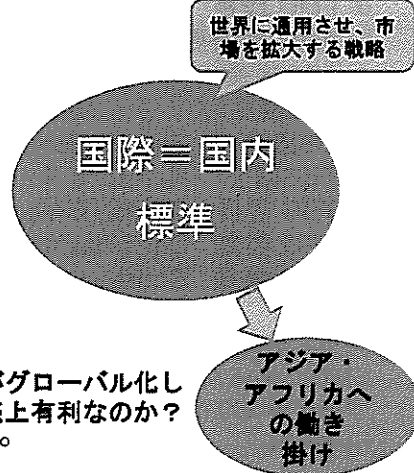
9

世界の動き：EUの戦略 vs. 日本

これまでの日本の標準化政策



EUの標準化戦略



どちらの戦略がグローバル化した市場で、商売上有利なのか？

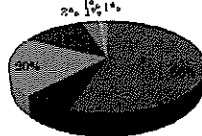
JASTPRO



ISOとの関わり方

ISO専門委員会(TC), 分科委員会(SC)の事務局引受回数

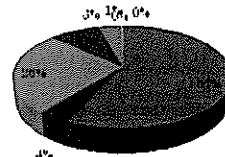
- EUI
- 欧州(CEI)
- 北米
- アジア
- 大洋州
- 中東米
- 中近東
- アフリカ



金は気前よく出してきたが、国際的な人脈を持つ人材養成を広く、継続的に行うという戦略の認識が不十分であり、現実の企業行動に結びついていない

作業グループ (WG)議長引受回数

- EUI
- 欧州(CEI)
- 北米
- アジア
- 大洋州
- 中東米
- 中近東
- アフリカ



欧米の官民は標準化に関わる「井戸掘り」や「雑巾がけ」を厭わずに行動して来ている



国連CEFACTのリーダーシップ

- FMG 議長 Mike Doran CERN 欧
- FMG 副議長 Anders Grangard GS1 欧
- ATG 議長 Mark Crawford SAP 欧
- ICG 議長 Mike Conroy 欧
- LG 議長 Bart W. Schermer 欧
- TBG 議長 Natascha Pottier GS1 France 欧
- TBG 委員 Gordon Cragge SITPRO 欧
- TBG 委員 Chris Hassler USDOT DCMA 米
- TMG 議長 Christian Huemer University Vienna 欧

活動への貢献度が低い日本は、国連CEFACTの組織運営の中核を担うFMGにメンバーを出せず、結果、議事録でその結論をうかがい知る事が出来るのみというのが現実。



UN/CEFACT

United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

国連CEFACTの日本人活動メンバー

平成21年度10月の時点で、定常的に国連CEFACT活動に参加しているのは下記7名のみ 7/130

- TBG3副議長
- TBG6副議長
- TBG9議長
- TBG17副議長
- TBG6 メンバー 3名

上記7名の内5名は60歳を超えており数年以内に
退役する事が確実である → **その後は？**

平成21年11月24日

JASTPRO

13



UN/CEFACT

United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

お隣、韓国の標準化戦略

目的

- 国際標準にもとづくuTradeHubの開放性と相互運用性を保証し、国内外の関連事業者の間での電子取引文書のやり取りを促進
- 国内のシングル ウィンドウ プラットフォームを用い、貿易促進のベストプラクティスをuTradeHubで実現

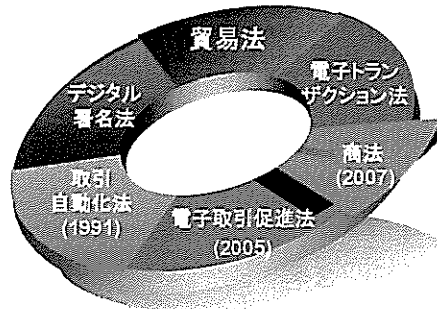
国内外の標準

韓国国内

- XML Electronic messages(v3.0)開発ガイドライン、韓国電子取引振興院 (KIEC: Korea Institute for Electronic Commerce)
- KIEC XML CC Library、KIEC

国際市場

- コア構成要素技術仕様 (Core Component Technical Specification) UN/CEFACT TMG、2003年
- XML命名および設計規則 (XML Naming & Design Rules) UN/CEFACT ATG、2004年
- UN/CEFACTモデリング方法論 (UN/CEFACT Modeling Methodology) UN/CEFACT TMG、2002年

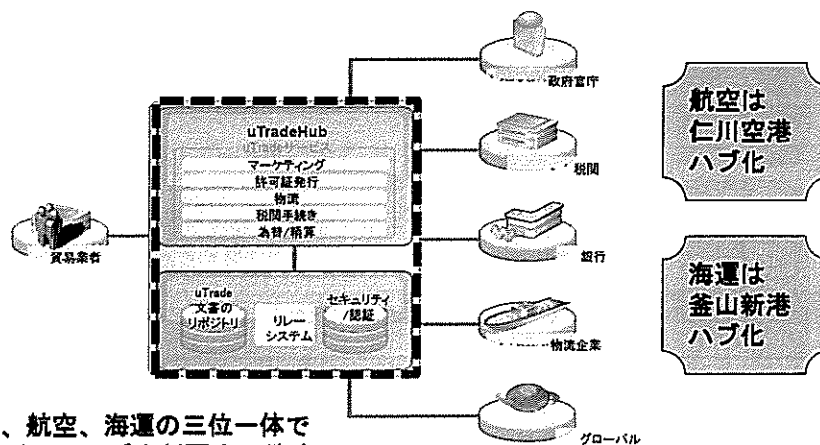


- 取引自動化法 (Trade Automation Act) (1991年)
- 「電子取引促進法 (e-Trade Facilitation Act)」として改正 (2005年)
- 船荷証券の電子化を認め商法を改正 (2007年)

平成21年11月24日

JASTPRO

15



IT、航空、海運の三位一体で
アジアのハブを制覇する戦略

平成21年11月24日

JASTPRO

16



ガラパゴス化する日本標準

- 技術やサービスなどが日本市場で独自の進化をとげた結果、世界標準からかけ離れてしまう現象
- ✓ 1億人が住む島国という市場を享受して産業発展をとげてきた一方で、日本人の国民性からの商慣行や品質にこだわりのある消費者によって鍛えられ、海外とは異なる独特の市場が作られてきた。
- ✓ 結果、世界最高水準の技術を活かし、海外企業では真似のできないような機能を盛り込んだ製品を持ちながら、世界市場ではほとんどシェアを握れないケースが多発。
- ✓ 海外では要求水準の低いレベルで事実上の標準的な仕様が決まり、拡大発展していく。気がついた時には、日本は世界の動き（世界標準）から大きく取り残されている

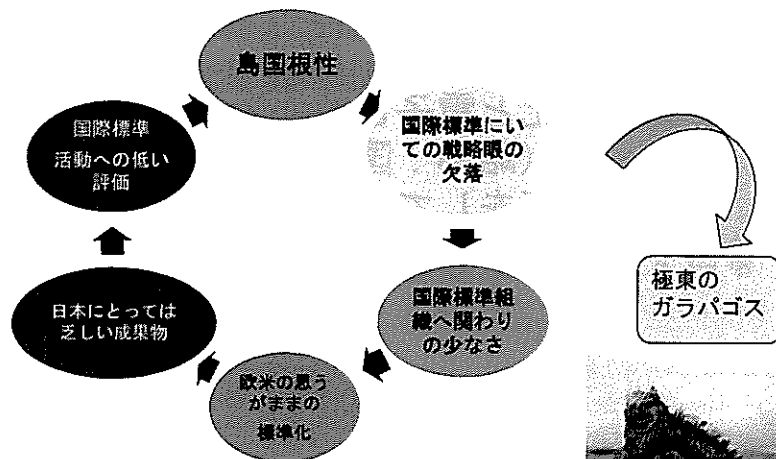
平成21年11月24日

JASTPRO

17



国際標準において日本が陥っている悪循環



平成21年11月24日

JASTPRO



国連分担金（2009年）

		分担率、	分担金額、	
		%	百万ドル	億円
1	米国	22.0	598	538
2	日本	16.6	405	365
3	ドイツ	8.6	209	188
4	英国	6.6	162	146
5	フランス	6.3	154	138
6	イタリア	5.1	124	111
7	カナダ	3.0	73	65
8	スペイン	3.0	72	65
9	中国	2.7	65	59
10	メキシコ	2.3	55	50



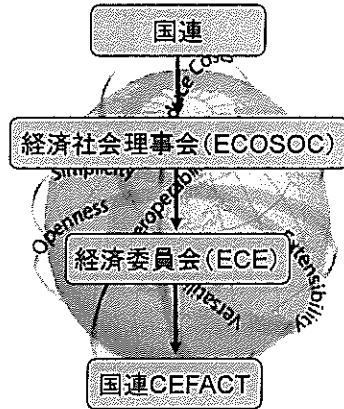
本論

- 貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター（略称：国連CEFACT）とはどのような仕事をしている組織なのか？
- 日本にとって無縁の存在であるのか？



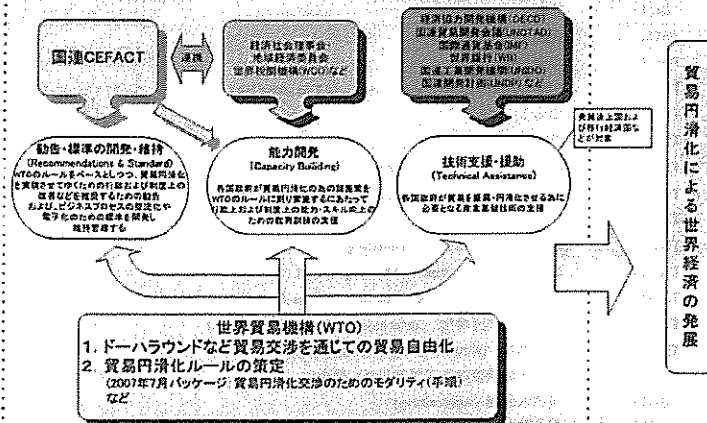
付託された任務

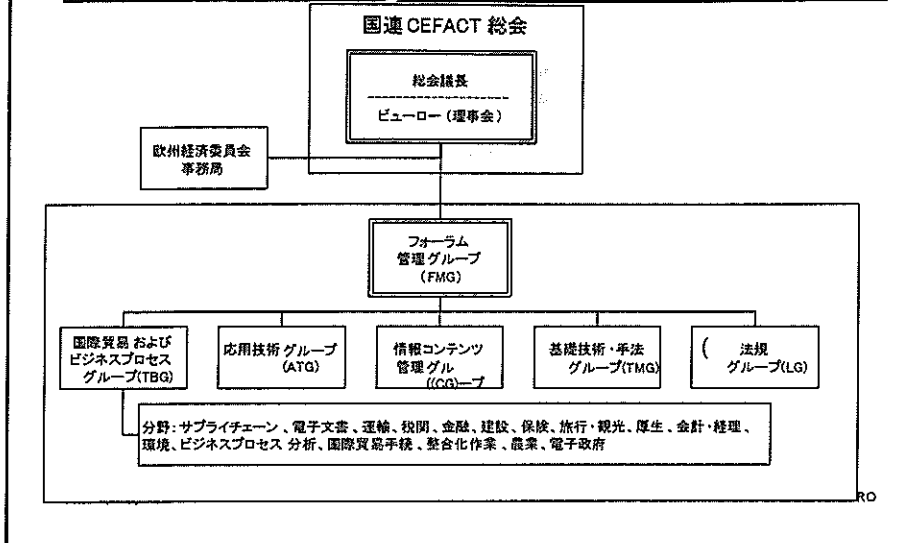
「貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター(国連CEFACT)は、先進国、発展途上国、移行経済諸国を問わず、企業、通商機関、行政組織が財貨とサービスの交易を効率的に実行する能力の向上を目的とした諸活動を支援する」



国連CEFACTの守備位置

貿易円滑化に向けての国連CEFACTを絡めとする国際機関の連携





TBG1	サプライチェーン分野グループ
TBG2	電子文書 (一時休止)
TBG3	運輸
TBG4	税関
TBG5	金融 (Finance)
TBG6	建設 (Architecture, Engineering and Construction)
TBG7	(休止)
TBG8	保険 (Insurance)
TBG9	観光・旅行 (Travel and Leisure)
TBG10	厚生・健康管理 (Health care)
TBG11	(休止)
TBG12	会計 (Accounting and Auditing)
TBG13	環境問題 (Environmental Management)
TBG14	ビジネスプロセス分析 (Business Process Analysis)
TBG15	国際貿易の円滑化 (International Trade Facilitation)
TBG16	対外窓口 (Entry Point [Asia, Europe,])
TBG17	(コア構成要素ライブラリの) 統合化
TBG18	農林水産業 (Agriculture)
TBG19	電子政府 (e-Government)



貿易円滑化への取り組み

- 国連CEFACTは、国際貿易取引プロセスに総合的な観点から取り組んでいる
- 国内および国家間の官僚主義的な非効率を改め、貿易手続を遅延させるボトルネックを削減し、迅速で予測可能性の高い(=「見える」)貿易手続の国際的な実施を図り、また、それらを通じて、貿易を阻害する規制・手続上の障害を明らかにし、それらを撤廃する方法を見出すとともに、各国に対して改善への訴えかけを行う
- 貿易円滑化のための勧告と電子ビジネス標準を開発
- 貿易円滑化施策の導入に関する能力開発(キャパシティ・ビルディング)計画を策定・実行



ビジネスの電子化推進

ビジネスの電子化推進基盤:

- 業实际的な分析(相互運用性とサプライチェーンにおける関係者間の業務の同期性を高めます)
- 業務プロセスと情報のモデル化(あらゆる個別技術から独立した形で、ユーザーのニーズを取り入れます)
- 有力な情報通信技術(例: 拡張マークアップ言語(XML)、Webサービスなど)の採用
- 電子ビジネスを発展させるための国際標準の開発
- 活動の成果を効率的な方法で世界各国に普及を図る



UN/CEFACT

United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

国連CEFACTが終始一貫して 目指して来たこと

● 第1期（1950年代～1980年代中期）

タイプライター時代の事務効率化→貿易書式の統一と記入項目の簡素化
北欧諸国の輸出書式の統一化運動を受けて、1960年に欧州経済委員会が、専門家グループ
を組織し、その後1971年にWP.4(Working Party on the Facilitation of International
Trade)へ改組して運動を継続

● 第2期（1980年代後期～1990年代後期）

IBM社の大型コンピュータ(Main Frame)に代表される電算機の普及を
ベースとした、専用回線やVANを利用した在来型EDIの世界標準
としてのEDIFACTの普及促進活動

● 第3期（2000年初頭～現在）

インターネットを基盤とするXML（拡張マークアップ言語）を使った
次世代EDI標準である ebXML の開発と普及促進活動

活動初期から約60年間、終始貫かれて来たのは、その時代において
利用可能な道具を駆使して、仕事のやり方を改善する為の工夫と努力
の積み重ね（それを国際的な官民のパートナーシップで進めてきた）²⁷



UN/CEFACT

United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

国連CEFACT勧告

国連CEFACTの貿易円滑化勧告の概要（33の勧告を発行）

- 勧告第1号 - 貿易文書のための国連統一書式 (ISO 6422)
- 勧告第4号 - 各国貿易手続簡易化機関
- 勧告第16号 - UN/LOCODE: 港・地名コード
- 勧告第18号 - 国際貿易手続に関する簡易化方策
- 勧告第20号 - 複合一貫輸送取引の為の計測・計量単位
- 勧告第25号 - UN/EDIFACT (ISO 9735) の使用
- 勧告第33号 - シングルウィンドウの導入・実施に関する勧告とガイドライン
下記は、総会承認待ち
- 勧告第34号 - 国際貿易のためのデータ整合化、簡素化および標準化
- 勧告第35号 - シングルウィンドウに関する法的枠組み(予定)

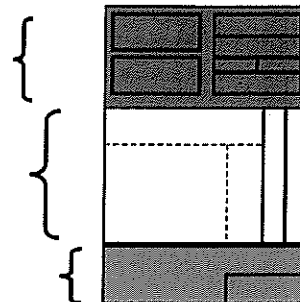
国連統一書式 (UNLK : United Nations Layout Key)

統合化された国際貿易文書に関する標準と定型書式

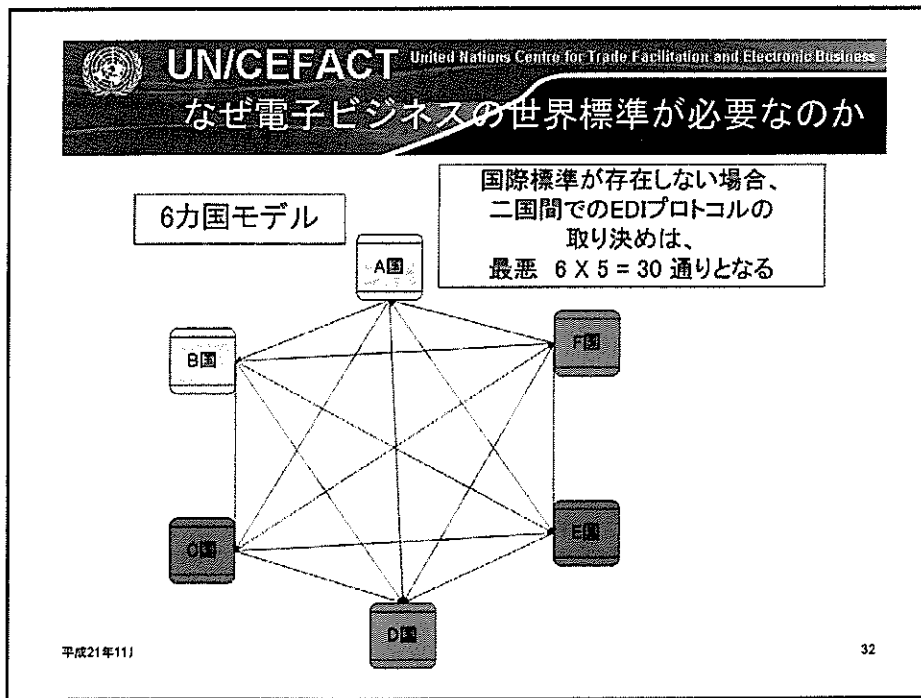
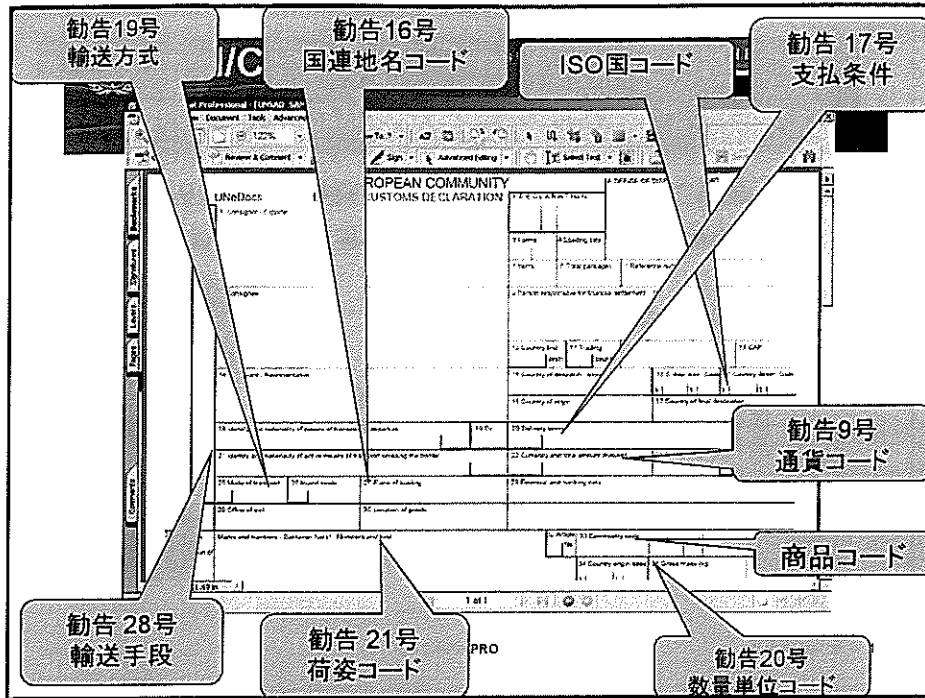
産業横断的な取引データ
(主として商取引主導)

産業・業界固有の詳細データ
品目、発注書明細行項目 ...

文書機能固有のデータ
(自由記述領域)



- ✓ 記入する情報項目の簡素化によって書類を作成するための工数を削減出来る
- ✓ (公的文書では) 当局が恣意的にデータ項目を増やす事を抑止出来る
- ✓ 書式標準化に加え、標準コードを採用する事によりコード変換の工数とデータベース保守コストの合理化が図れる
- ✓ 情報項目の定義に関する文書化 (マニュアル作成など) を合理化出来る
- ✓ 業務系ソフトのパッケージ化を容易にする (=原価を低減出来る)



UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business
 なぜ電子ビジネスの世界標準が必要なのか

6カ国モデル

国連標準を有効活用すれば
 相手国がいくつであっても
 EDI伝送プロトコルの取り決めは1つで済む

平成21年11月24日 JASTPRO 33

UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business
 国連**CEFACT**の今後の取り組み

- 20世紀末から今世紀にかけての情報通信技術は急速で目覚ましい革新を遂げた
- インターネットを基盤とする新しい情報通信技術は一般家庭の日常生活まで浸透した
- しかしビジネスの世界ではあらたな課題が発生

平成21年11月24日 34

UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

次々公開されるXML関係のEDI標準の百花斉放の結果

相互運用性確保のための膨大な費用

THE BEST-RUN BUSINESSES RUN SAP

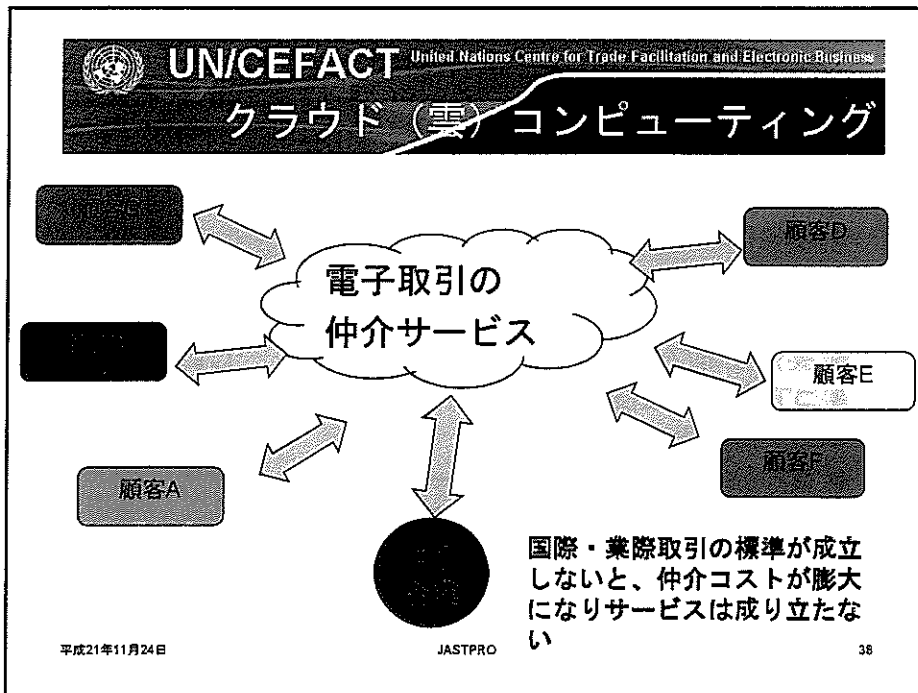
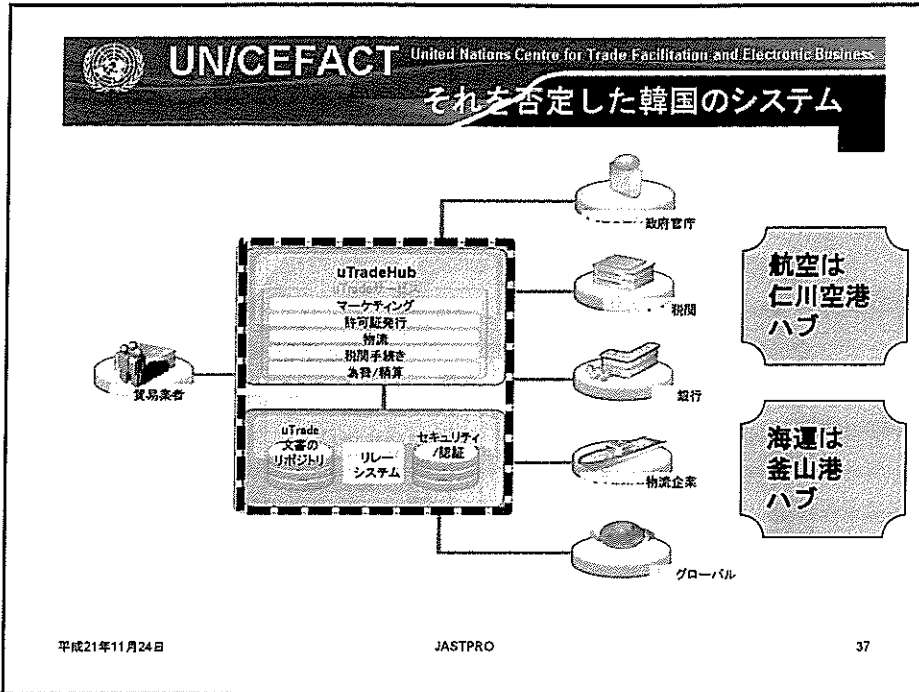
UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

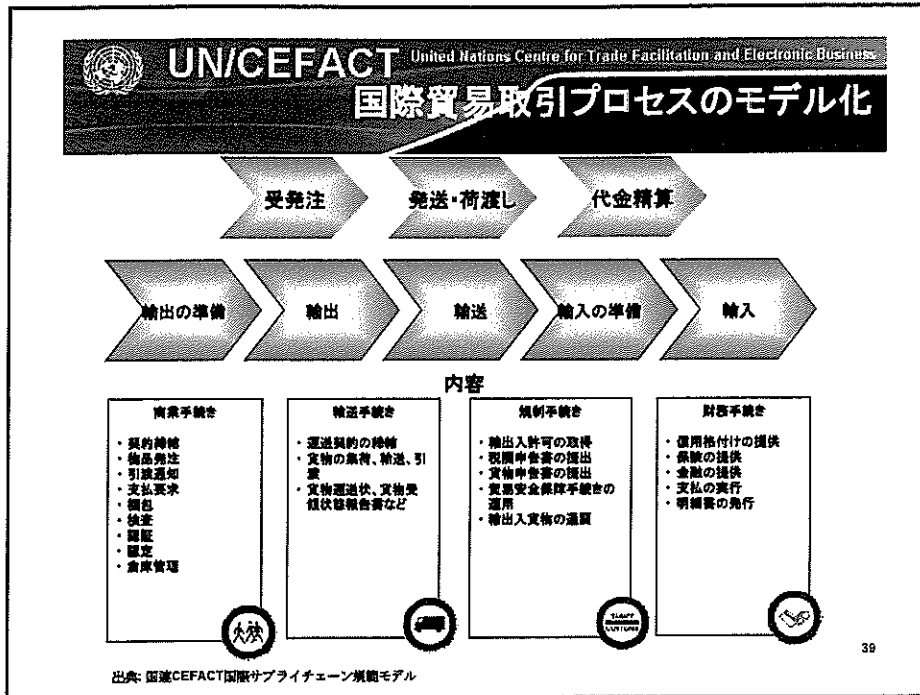
とどの詰まりは、なんちゃってEDI地獄

顧客AのWeb
顧客BのWeb
顧客CのWeb
顧客DのWeb
中小企業

強いていえば、専用端末地獄からは開放されたが、入力
の労力という点では、苦勞は減ってはいないのではないか？

平成21年11月24日 JASTPRO 36





39

UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business
電子ビジネス標準の開発

- 国連CEFACT標準モデル化技法 (UMM)
- 業務プロセス・モデル
- 業務要件仕様書 — BRS
- 要件仕様マッピング記述書 — RSM
- コア構成要素技術仕様
- コア構成要素ライブラリ
- コア構成要素ライブラリのデータ型一覧
- コア構成要素整合化作業要領
- 命名および設計規則
- XMLスキーマ生成規則

これらを理解することは難しいが、何を目的として、これらの標準が開発されているのかを知ることは大切です

平成21年11月24日 JASTPRO

40



UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

国連CEFACTの標準と勧告の積み重ね

注: シングルウィンドウ
勧告第34号は開発中

シングルウィンドウ

勧告第33、35号
SWリポジトリ

国際取引データ交換

国際標準に基づくデータ・モデル
WCOとの連携

国内取引データ整合化

UNTDDED、コア構成要素ライブラリ
UN LOCODE、およびコード・リスト

文書の簡素化と標準化

国連統一書式、原本文書、UNTDDED、
TPツールキット、および書式リポジトリ

プロセスの
分析と簡素化

- ・業務/政策プロセス — 貿易業者と政府の協調 (国連CEFACT勧告第4、18号)
- ・国連CEFACT国際サプライチェーン規範モデル
- ・統一モデリング手法 (UMM)、コア構成要素技術仕様、データ型一覧、XML命名設計規則
- ・GFP (Global Facilitation Partnership for Trade and Transport) の監査手法

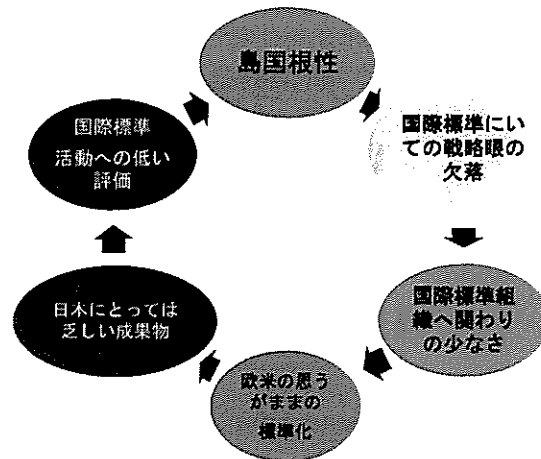
平成21年11月24日

JASTPRO



UN/CEFACT United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

国際標準において日本が陥っている悪循環



平成21年11月24日

JASTPRO

42

- 国連CEFACTを始め、国際機関での活動を欧米勢に牛耳られたままで、今後、日本の国益を損なう事無くやって行けるか否か？
- 世界の先端に行く日本の技術標準がいわゆる「ガラパゴス」と言われるような存在のままでいて、民間企業の国際競争力を損ねることがあるのか、ないのか？

国としてもっと「したたか」な商売人でなければならないのではないか？



UN/CEFACT
SIMPLE, TRANSPARENT AND EFFECTIVE PROCESSES
FOR GLOBAL COMMERCE

<http://www.UNCEFACT.org>

1950年代から今に至るまでの経済社会史の中でのEDIと貿易円滑化の歩み					
	世界(出来事)	日本(出来事)	世界 (EDIと貿易円滑化)	国連CEFACT関連	日本 (EDIと貿易円滑化)
1950年代まで	朝鮮戦争 EEC条約	第1回NHK紅白歌合戦 (1951) メートル法施行	GATT発足(1947) WCO第1回総会(1953)	スカンデナヴィア諸国 の貿易書式統一化 活動	IMF/IBRD加盟 1952
1960年代	EC成立 アポロ11号月面着陸 ドル変動相場制へ移行 G7第1回会議	東海道新幹線開通 東京オリンピック 東大紛争 男はつらいよ第1作 大阪万博 ニクソンショック 田中角栄 「日本列島改造論」	IBM SYSTEM 360発表 ケネディラウンド UNCTAD設立(1964) 米ARPANET 稼働 C言語によるUNIXの公表 IBM SYSTEM 370発表	UNECE 専門化会議発足 UN/ECE WP4 へ 改組(1971) UN LAYOUT KEYの公表 (1972)	GATT8条国に移行(1964) NYK「箱根丸」就航 (フルコンテナ船) ECE勧告第4号によ り JASTPRO設立 (1974)
1970年		成田空港完成	UNIX V7公表		Air-NACCS稼働開始(1978)
1980年代	イラン・イラク戦争 ブラザ合意	JR・NTT民営化	IBM PC 発売 ウルグアイラウンド INTERNETの形成	TDED貿易データ辞書発行 EDIFACTがISO9735と して認定される(1987)	JCA手順の公開 全銀手順の公開 電気通信事業法の施行 (通信の自由化)
1990年代	ソ連解体 EU「ユーロ」導入	バブルの崩壊 関西空港開港 冬季オリンピック長野大会	World Wide Web の開発 WTOへの改組 ウインドウズ'95発売 XML Version 1.0公表	OASISの結成 OAGがUMLを公開 国連CEFACTへ改組 (1997) ebXMLの発表(1999)	Sea-NACCS稼働開始(1991) JIPDEC CII を公表 鉄鋼EDI標準の公開 石化協 JPCA-BP 日本のインターネット人口 が1,000万人を突破
2000年代	9.11同時多発テロ 米国土安全保障省設立 EU12カ国通貨統合 米国Obama政権誕生 世界経済危機	中部国際空港 セントレア 開港 自公政権終焉?	ウインドウズ'2000発売 WCO基準の枠組み採択 世界のインターネット 人口11億5000万人	OASIS UBLを公開(2003) TBG1 Cross Industry Invoice Ver.1公開(2007) Cross Industry Invoice Ver.2公開(2009)	e-JAPAN計画 IT戦略本部設置 第1次シングルウィンドウ JEITA ECALGA公表 日本のインターネット人口 は8226万6000人 次期 Sea-NACCS稼働 i-Japan2015 計画
2010年代	???	???	???	???	???

米国・EC・中国・日本のセキュリティ対策とWCO基準の枠組みの比較

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年以降
米国	米国同時多発テロ	2002.3 CSI 導入 2002.4～ C-TPAT 導入 2002.12～ 24時間ルール導入	2003.6～ MI 導入 世界の主要港に 放射線物質検知 装置を設置			2006.10～ Safe Port Act 成立 C-TPAT.CSIの 法制化等	2007.8～ 9.11 委員会勧告 実施法成立 米国向けコンテナ 貨物の輸出港にお ける 100%検査等		2009.1～ 10+2ルール トライアル実施	2010.1～ 10+2ルール 本格実施
EC				2005.4～ EC 関税法改正 AEO の導入 24 時間ル ールに関する規定を含む		2006.12～ 同法施行規則 改正		2008.1～ AEO 制度実施		2011.1 (予定) 24 時間ルール 本格実施
中国								2008.4～ AEO 制度実施	2009.7～ 24 時間ルール トライアル実施	2010.1 (予定) 24 時間ルール 本格実施
日本	2001.3～ 簡易申告制 導入			2004.4～ 積荷情報等の事 前報告要請制度		2006.3～ 特定輸出申告 制度導入	2007.2～ 積荷情報等の 事前報告義務化		2009.3～ MI 導入(横浜) 2009.6～ 日米 AEO 制度 相互承認	
WCO				2005.6 基準の枠組み 採択 国際貿易の安全確保と 円滑化のための基準		2006.6 AEO ガイドライン 採択 AEO プログラムを実施 するためのガイドライン	(注) AEO 高度なセキュリティを保証する 民間企業等を税関が特定し、優遇 措置を与えるもの			

(注) ・ AEO : Authorized Economic Operators

・ CSI : Container Security Initiative

・ C-TPAT : Customs-Trade Partnership Against Terrorism

・ MI : Megaport Initiative



経済社会理事会

配布先
一般

ECE/TRADE/C/CEFACT/2009/23
2009年8月31日

原文: 英語

目次

	<u>段落</u>	<u>ページ</u>
序.....	1-3	3
章		
I. 範囲.....	4-5	3-4
II. 利点.....	6	4
III. 国際標準の使用.....	7-8	4
IV. 勧告.....	9	4

欧州経済委員会
通商委員会
貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター

第15回総会
2009年11月9～12日、ジュネーブ
予定議案書の議題11

新しい勧告と標準の承認

勧告第35号

国際貿易シングルウィンドウのための法的枠組みの制定

提出者: 国際貿易およびビジネスプロセスグループ (TBG) 15

附属文書

I. シングルウィンドウの運用に関する 法的問題のチェックリスト.....	5
II. チェックリストのガイドライン.....	6-12
III. 参考情報.....	13-16

概要

本勧告は、貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター (国連 CEFACT) の第13回総会における決議 07-13 (ECE/TRADE/C/CEFACT/2007/29) に従って提出されるものである。

国連 CEFACT は、従来より、シングルウィンドウ・システムの導入促進とその相互運用性の実現を支援する実用的なツールを各国および経済地域に提供してきた。本勧告は、そのような支援を拡大するものであり、シングルウィンドウの運用に必要な貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を各国および経済地域が解決する一助となることを意図している。

本勧告に関しては、「国際貿易シングルウィンドウのための法的枠組み」を、「シングルウィンドウの運用に必要な貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を解決するために講じる必要があると想定される一連の施策」であると定義する。

序

1. シングルウィンドウ・システムは、輸出入業務のためのデータ提出プロセスの効率性と実効性を高めるために、全世界で導入が進められている。多くの国と経済地域では、そのようなシステムの導入が政府と貿易業界の両方に実効性のある効果をもたらしており¹、さらに加えて現在、いくつかの地域機関（東南アジア諸国連合（ASEAN）、ユーラシア経済共同体（EurAsEC）、アジア太平洋経済協力会議（APEC））が、当該地域のシングルウィンドウ導入を実行中または実施可能性を評価分析中である²。

2. その反面、シングルウィンドウの構築は複雑なプロセスであり、多くの施策を実行する必要がある。とりわけ、貿易関連情報の流れを統制している既存の業務慣行の徹底的な見直しが必要となる。またそれに伴って、データ交換プロセスの変更と明確化、ひいては既存の法律や規則の変更と（解釈の）明確化も必要となってくる。したがって、国際貿易のためのシングルウィンドウを実現する法的条件を整備することは、国内規模のシングルウィンドウ・システムを構築する国や経済地域にとっても、他のシングルウィンドウとの情報交換を求めている国や経済地域にとっても、主要な課題の1つである。

3. 国連 CEFACT はシングルウィンドウシステムの採用を支援する実用的なツールを提供する。その一貫として、本勧告は、各国・経済地域がシングルウィンドウの運用において必要となる国内取引および国際貿易用データ交換に関わる法的問題に対処することを支援する。

I. 範囲

4. 本勧告に関しては、「国際貿易シングルウィンドウのための法的枠組み」を、「シングルウィンドウの運用に必要な貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を解決するために講じる必要があると想定される一連の施策」であると定義する。

5. シングルウィンドウを構築するためには、既存の法律や規制の変更が必要となることが多い。たとえば、文書の電子的な提出、電子署名（デジタル署名を含む）、ユーザ認証やメッセージ認証、データ共有、データの保存/消去/アーカイブ（記録保持）、電子的証拠などに関する法規制である。しかし、大規模な法改正を行わずにシングルウィンドウを創設することも可能である。いかなる場合でも、貿易関連情報の流れを統制している既存の規制や業務慣行は、シングルウィンドウ・システムに関する業務モデルや運用モデルの選択に影響を及ぼす。したがって、貿易データの交換に関連する既存の法的障害と潜在的な法的障害を適切な時期に分析することは、シングルウィンドウの構築と運用に向けた最初の大きな一歩となる。そのような分析は、当該シングルウィンドウが利用されている場であるところの広範な国際貿易の業務実態を考慮に入れて行うべきである。

¹ 概要情報については、国連CEFACTシングルウィンドウ・リポジトリを参照

http://www.unecce.org/cefact/single_window/welcome.htm

² シングルウィンドウ・シンポジウムにおけるプレゼンテーション

II. 利点

6. あらゆるシングルウィンドウの運用に不可欠な大前提は、貿易データ情報交換の透明性と安全性（セキュリティ）である。確固とした法制度を整備して、データの収集、アクセス、配布を可能にし、機密性、プライバシー、そして法的義務に関する制度を明確化することにより、システム運用の強固な基盤を生み出し、すべての利害関係者間に信頼関係を築くことが可能となる。

III. 国際標準の使用

7. 国際標準の使用は、シングルウィンドウの導入と運用のプロセスに欠かせない必須の要素である。国際標準の使用は、提供されるサービスの拡張性を高め、国際サプライチェーンに参加するすべての組織間の情報交換を容易にする。シングルウィンドウは、B2G関係（企業・政府間電子取引）およびG2G関係（政府間電子的情報交換）を対象として設計されるので、シングルウィンドウの運用は、B2B（企業間電子取引）、B2G、G2Gの各取引関係における既存のシステムと相互運用可能なように取り計らうことが重要である。

8. したがって、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）によって進められている、電子商取引分野の法整備の取り組みを考慮に入れるべきであり、可能な限り、その成果を国内取引と国際取引の両方を対象としたシングルウィンドウの法的基盤を開発する基準（ベンチマーク）として使用すべきである。

IV. 勧告

9. 貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター（国連CEFACT）は、国際貿易シングルウィンドウの運用を支える確固とした法的枠組みが必要であるという認識に基づき、各国政府、および国際貿易と国際物流に携わる組織・機関に対して、以下のように勧告する。

- (a) シングルウィンドウの運用に必要な貿易データの国内的/国際的な交換に関連する法的問題を解決するために講じる必要があると想定される一連の適切な施策を決定するために、調査（電子商取引の法的なベンチマーク評価とギャップ分析調査を含む）を実施するべきである。
- (b) 国連CEFACTのチェックリストとガイドライン（附属文書IおよびII）を使用して、貿易データの国内的/国際的な交換に関連して最も頻繁に生じる法的問題がこの枠組みの中に確実に網羅されるように取り計らうべきである。
- (c) 特定された法的問題とギャップを解決するために、必要な場合は、既存の法律、規制、政令などを改正するべきである。
- (d) 国際貿易シングルウィンドウを実現するための法的授権環境を生み出すプロセス全体を通じて、可能な限り、国際標準、国際法文書、および社会規範（ソフト・ロー）を利用するべきである。